

令和 5 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち二国間国際共同研究事業 (タイとの共同研究分野)

1 事業概要

日本とタイの研究機関が実施する共同研究のうち、日本国内の研究機関が分担する研究に対して農林水産省が委託を行う事業です。タイ農業協同組合省・農業研究開発機構 (Agricultural Research Development Agency。以下「ARDA」という。) はタイ国内の研究機関に分担する研究を実施させます。

共同研究課題の採択にあたり、日本国内の研究機関は、共同で研究開発を行うタイ国内の研究機関とともに分担を明らかにした研究開発提案書 (以下「提案書」という。) を作成します。日本側の研究機関は農林水産省に提案書を提出し、タイ側の研究機関はARDAに提案書を提出します。日本側の提案書の審査は農林水産省で、タイ側の提案書審査はARDAで行い、両国で協議の上、採択予定者を選定することとなります。どちらか一方の国でのみ選定・採択されることはありません。

2 公募課題

本事業では、以下の研究領域に関する課題を公募します。

- (1) スマート農業技術を活用した植物病虫害防除
- (2) スマート農業の活用に資する動物疾病対策

3 委託先等

日本国内に設置された大学、民間企業、国立研究開発法人及び国等の研究機関等に所属する研究者に委託します。なお、タイ側は、タイ国内の研究機関が研究を実施します。

4 契約限度額

令和 5 年度は採択課題全体で 30,000 千円 (消費税 (地方消費税を含む) 込み)

5 研究期間

委託契約締結日から令和 9 年度まで 原則 5 年間 (予定)

6 研究経費

研究経費は、日本の研究開発実施機関を対象に支払われ、上限額は、上記 4 に記載のとおりです。ただし、研究経費は、採択審査の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、翌年度以降の研究経費は、提案当初の研究費を委託金額として保証するものではなく、運営・評価委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。